

○薬事法第二十六条第二項ただし書の規定に該当する一般販売業者の販売先について  
(昭和三十八年十一月二〇日)  
(薬第一一七三号)

(厚生省薬務局薬事課長あて佐賀県厚生部長照会)

今般薬事法の施行にあたり左記の点につき疑義を生じましたのでお知らせください。

記

薬事法第二十六条第二項のただし書の規定に該当する一般販売業者の許可を受けた者であつて同条第三項ただし書の許可をうけていない者は市町村に予防接種用医薬品を販売することは薬事法第二十六条第三項の規定によりできないと解すべきものか。

照会理由

市町村は衛生行政上相当多量の防疫用医薬品或は予防接種用医薬品を使用することから、従来これら医薬品は直接卸業者から購入しており、卸業者も営業上これら医薬品の取扱は大きなウエイトをもっている。一方小売店は保管設備価格等経営規模の面でほとんど取扱わず専ら卸売行為の一部と考えられていたことによる。

(昭和三十八年十二月二七日 薬事第一一二号)

(佐賀県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和三十八年十一月二十日付け薬第一一七三号をもつて照会のあつた件について、左記のとおり回答する。

記

薬事法第二十六条第二項ただし書の規定に該当する一般販売業者であつて、同法同条第三項ただし書の許可を受けていない者は、市町村に医薬品を販売し、又は授与することはできない。